平成28年労第321号

主文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁 決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、土工として就労していたところ、同月〇日、鉄柱の撤去作業をしている時に右手が挟まり負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し、「右中指・環指挫創、末梢神経障害」と診断され、同年〇月〇日、D病院に転医し、「右中指・環指打撲挫創、外傷性指神経障害」(以下「本件傷病」という。)と診断され、その後療養していたが、同年〇月〇日治療終了となった。

請求人は、治療終了後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という。)別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認めたが、請求人には、既存障害として平成〇年〇月〇日に支給決定された「局部に神経症状を残すもの」があり、同一系列に属する神経系統の障害として障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に 該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、平成〇年〇月〇日時点において治癒(症状固定)の状態ではなかった旨主張することから、以下検討する。
- (2)請求人の障害の状態について、E医師は、同年○月○日付け意見書において、 要旨、「症状固定は、少なくとも、○か月程度の経過をみてと考えられ、今回(同年○月○日)は妥当ではないと判断する。」、「右中指、右環指の可動域制限については、少なくとも、○か月ぐらいの時間をかけて、ROM訓練を行っていけば、改善は得られたと考える。」と述べている。

また、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「受傷名から考えても、ROMの改善は期待できると医学的に判断できる。」、「症状固定日は、平成〇年〇月〇日となっているが、症状から判断して、同日以降も療養の必要があったと考える。」と述べている。

(3) ところで、労働者災害補償保険法における治癒は、医学上一般的に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったときをいう、とされている。また、労災則第14条の2第3項において、障害補償給付の請求には、負傷又は疾病がなおったこと及びなおった日並びにそのなおったときにおける障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添え、必要があるときは、そのなおったときにおける障害の立証に関するエックス線写真そ

の他の資料を添付しなければならない、とされている。

- (4) そこで、請求人の経過についてみると、同年○月○日時点における請求人の 右中指及び右環指の状態については、上記(2)のとおり、E医師及びF医師 ともに、同日以降の治療効果を認めており、同日をもって治癒とすることには 否定的である。この点、当審査会においても診療録をはじめとする一件記録を 精査したところ、負傷日から○か月程度で治癒しているとは認め難いものであ り、同日をもって治癒していたとは認められないものと判断する。
- 3 以上のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで障害補償給付を裏面診断書の治ゆ年月日欄を終了年月日と修正し、同月〇日として請求したところであるが、同日において治癒していないことから障害補償給付の請求の要件を満たしておらず、同日を治癒日として障害認定を行うことは適切ではない。したがって、監督署長が請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、既存障害の程度は加重されないとして障害補償給付を支給しないとの処分を行ったことは、その前提となる治癒の判断が確定していないものであることから失当であり、取消しを免れない。

なお、本裁決は、請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超えるものと 認めたものではなく、また、平成〇年〇月〇日に発生した業務上の負傷について 治癒していない等、請求人によるその他主張を認めたものでもなく、あくまで、 平成〇年〇月〇日に請求人が受傷した本件傷病について、同年〇月〇日時点では 治癒していたとは判断できないことを確認するものであることを付言する。

よって主文のとおり裁決する。